

# まじな

## VOL.137

令和3年2月1日号

### 目次

- P2 ■共同募金実績【第3回送金】  
■日本赤十字社救急法基礎講習
- P3 ■新型コロナウイルス感染症の影響で、住宅ローン  
などの返済にお困りではありませんか？
- P4 ■善意の寄附のご紹介  
■熊本県司法書士会  
貸貸トラブル解決支援センターのご案内

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会  
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内  
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846

E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp  
U R L <http://www.tamasha.jp>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の  
配分金を財源に発行しています。



日赤救急法基礎講習AEDによる一次救命処置

|         |         |            |
|---------|---------|------------|
| ○戸別募金   | 2,908 件 | 1,533,500円 |
| ○大口募金   | 1 件     | 20,000円    |
| ○法人募金   | 1 件     | 5,000円     |
| ○職域募金   | 1 件     | 2,000円     |
| ○学校募金   | 6 件     | 68,580円    |
| ○その他の募金 | 2 件     | 7,110円     |

第3回送金額合計 1,636,190円

**送金合計額 9,669,470円**

# 赤い羽根共同募金実績報告

## 赤い羽根共同募金【第3回送金】

令和2年12月15日入金分まで



### 法人募金

有明アスコン(株)

### 大口募金

隈部トモ子

### 学校募金

豊水小学校 / 築山小学校 / 鍋小学校 /  
玉水小学校 / 天水中学校 / 北稜高等学校



敬称略・順不同

ご協力ありがとうございました



## 救急法基礎講習を開催します。

**+** 日本赤十字社

地震や自然災害、交通事故などはいつ起こるかわかりません。もし、そのような事態にあなただけ対応できれば大事な命が救われるかもしれません。もしもの時のために備え日赤救急法基礎講習を受講してみませんか？下記の内容で開催します。参加希望の方はお早めにお申し込みください。

受講資格：玉名市在住の方または玉名市に通勤通学されている満15歳以上の方。

定員：10名 ※定員になり次第締め切ります。

### 【基礎講習】

傷病者の観察のしかたや一次救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去)など救急法の基礎講習です。

**日時：令和3年2月27日(土)**  
**10:00 ~ 16:00**

※実技試験、筆記試験があります。

**場所：横島総合保健福祉センター 多目的ホール**  
玉名市横島町横島 3923

- 新型コロナウイルス感染症対策を行い実施いたします。(換気、検温、アルコール消毒の徹底、心肺蘇生訓練用人体は1人1体使用します)
- 少しでも体調のすぐれない方はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 新型コロナウイルスの影響により中止する場合がございます。ご了承ください。
- 当日はマスク着用の上、ご参加ください。会場内は飲食禁止です。



**参加費  
無料**

**申込期限：2月19日(金)まで**

### 【持ってくるもの】

- 筆記用具
- 動きやすい服装(ジャージ等)でご参加ください。参加希望の方は下記までご連絡ください。

お申込み・お問合せ先  
日本赤十字社熊本県支部玉名市地区  
TEL 73-9050(担当：古田)

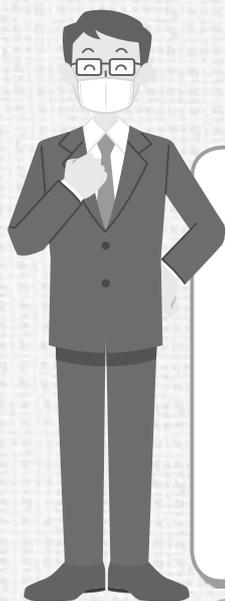
Webでの申込は、QRコードよりアクセスしてください。



# 新型コロナウイルス感染症の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自己破産などの法的整理の要件に該当することとなった個人・個人事業主の債務整理を行い、自助努力による生活や事業の再建を支援するため「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の特則ができました。

この特則では、住宅ローンに加え、カードローン等のその他の債務を抱える個人・個人事業主について、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務の免除・減額を申し出ることができます（一定の要件を満たす必要があります）。



例えば、次のような個人・個人事業主の方が  
ご利用いただけます。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や収入の減少により、ローンが返済できない。
- ・資産より負債が多く、将来の収入の見通しが立たず返済できない。
- ・住宅ローンに加え、新型コロナウイルス感染症の影響で、カードローン等その他のローンの負担が大きくなり返済できない。
- ・事業を廃業して再スタートしたいと考えているが、債務を返済できない。

メリット  
1

## 手続支援を 無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。なお、特定調停手続に関する費用は、債務者ご自身に負担していただくことになります。

メリット  
2

## 財産の一部を 手元に残せる

具体的には、債務者の生活状況などの個別事情により異なります。

メリット  
3

## 個人信用情報として 登録されない

債務整理したことは、個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

### 適用要件等

- ・新型コロナウイルス感染症以外の理由により返済困難となった方は、本特則を利用することはできません。・本特則における対象債務は、以下のとおりです。  
■2020年2月1日以前に負担していた既往債務■2020年2月2日以降、本特則制定日（2020年10月30日）までに新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上等の減少に対応することを主な目的として以下のような貸付等を受けたことに起因する債務  
①政府系金融機関の新型コロナ感染症特別貸付②民間金融機関における実質無利子・無担保融資③民間金融機関における個人向け貸付
- ・債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産やコロナ影響前後の収入状況、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まずはお電話でローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

なお、金融機関では、返済猶予等の条件変更の相談も受け付けています。



## 善意の寄附のご紹介

(令和2年12月1日～令和2年12月31日受付まで)  
 次の方々から社会福祉協議会にご寄附いただきました。ご厚意に感謝いたしますとともに、玉名市の福祉の充実のために大切に使用させていただきます。  
 (敬称略・順不同)

### 〔一般寄附〕

- 山本直俊
- 玉名ライオンズクラブ

……………《香典返し》……………

次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。(敬称略・順不同)

- 〈築山地区〉 大西 佳子(亡母野口多美子)
- 〈豊水地区〉 竹下美千代(亡夫利實)
- 梅原 里美(亡おば清女)
- 〈八嘉地区〉 井上 光夫(亡妻晴子)
- 西村 朝代(亡夫三男)
- 伊藤 春子(亡夫勝義)
- 谷口 功(亡母トキヨ)
- 〈梅林地区〉 小林 忠信(亡父辰彦)
- 〈小田地区〉 大倉壽美子(亡夫隆二)
- 〈玉名地区〉 山村 直成(亡父克巳)
- 山村 直成(亡父克巳)
- 〈石貫地区〉 田中 幸子(亡夫人司)
- 前川 吉宏(亡母サツキ)
- 〈睦合地区〉 坂口 邦利(亡母嘉壽子)
- 村上 奎(亡父繁)
- 〈大野地区〉 横山 想一(亡母道子)

### 〈高道地区〉

- 坂口多喜子(亡夫道孝)
- 伊藤 邦一(亡妻文代)
- 石橋ミドリ(亡夫光明)

### 〈鍋地区〉

- 倉田 郁代(亡夫哲哉)

### 〈横島地区〉

- 坂本 正起(亡母ヒサヨ)
- 森山奈千子(亡夫昌幸)
- 島川 慶子(亡夫和章)
- 松本 幸子(亡夫序一)
- 黒木 信行(亡妻稜子)

### 〈玉水地区〉

- 堀口ハツエ(亡夫了)

### 〈小天地区〉

- 河野みわこ(亡父坂西勝行)

### 〈玉東町〉

- 竹崎 洋子(亡母松本ル子)



# 熊本県司法書士会 貸貸トラブル解決支援センターのご案内

予 約  
 電話番号

096-372-7878



熊本県司法書士会では、貸貸借でのお悩みやお困りごと等を気軽に相談できる窓口として、「熊本県司法書士会貸貸トラブル解決支援センター」を設置しております。  
 土地や住まいの貸し借りについての身近な法的トラブルは、くらしの法律家「司法書士」が相談に応じます。

※お近くにセンターがない、時間が合わない、仕事の帰りに相談したい等に応えるため、最寄りの司法書士事務所をご案内する「司法書士紹介制度」もごさいます。

初回相談無料です。まずは、お気軽にご相談下さい。

初回相談  
**無料**

相談時間  
**1回60分**

### 玉名センター

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 日 時  | 毎月第2、第4木曜日 午後6時～午後9時        |
| 相談会場 | 玉名市民会館 第5会議室<br>玉名市岩崎152番地2 |

## 無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
- ◆相談時間 14:00～16:00 (1件30分)
- ◆場 所 玉名市福祉センター
- ◆申 込 み 事前予約制 (相談日の前日正午まで)  
玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080

※玉名市に居住する方が対象です。※相談回数は年度内1回のみです。  
 ※相談内容によっては、ご利用できない場合がありますのでご了承ください。